附則第二十五条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項第一号中「令和三年度」を「令和六年度」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和二年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第二号中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同号イ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「令和五年度」を「令和八年度」に改め、同号イ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度類似用途変更宅地等」を「令和六年度類似用途変更宅地等」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和五年度類似用途変更宅地等」を「令和八年度類似用途変更宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同項第一号中「令和三年度類似用途変更宅地等」を「令和六年度類似用途変更宅地等」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和二年度類似特定用途宅地等」を「令和五年度類似特定用途宅地等」に、「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「令和四年度類似用途変更宅地等」を「令和七年度類似用途変更宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度類似課税標準額」を「令和六年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「令和五年度類似用途変更宅地等」を「令和八年度類似用途変更宅地等」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度に」を「令和八年度に」に、「令和四年度類似特定用途宅地等」を「令和七年度類似特定用途宅地等」に、「令和四年度類似課税標準額」を「令和七年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同項第二号中「令和三年度類似課税標準額」を「令和六年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同項第三号中「令和四年度類似課税標準額」を「令和七年度類似課税標準額」に改め、同項第四号中「令和二年度類似課税標準額」を「令和五年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「令和二年度類似特定用途宅地等」を「令和五年度類似特定用途宅地等」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和二年改正前の地方税法」を「令和五年改正前の地方税法」に、「令和三年度類似特定用途宅地等」を「令和六年度類似特定用途宅地等」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和四年度類似特定用途宅地等」を「令和七年度類似特定用途宅地等」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同項第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「令和三年度分の都市計画税の課税標準額」を削る。

附則第二十七条の二第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「(令和三年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額」を「令和六年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第二十八条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第二十七条の二第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度特定市街化区域農地」を「令和六年度特定市街化区域農地」に、「令和四年度に」を「令和七年度に」に、「令和四年度特定市街化区域農地」を「令和七年度特定市街化区域農地」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和六年度」に、「令和四年度」を「令和七年度」に改め、同条第六項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「令和三年度で」を「令和六年度で」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十七条の四（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「令和三年度　次に」を「令和六年度　次に」に改め、同号イ中「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」を「負担上限割合」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和四年度　次に」を「令和七年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同項第三号中「令和五年度　次に」を「令和八年度　次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、「令和四年改正前の地方税法」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、「令和五年改正前の地方税法」を削り、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第一号ロの項中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第二号ロの項中「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二項第三号ロの項中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第一号ロの項中「令和二年度類似特定用途宅地等が令和二年度分」を「令和五年度類似特定用途宅地等が令和五年度分」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第二号ロの項中「令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分」を「令和六年度類似特定用途宅地等が令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「令和七年改正前の地方税法」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「令和四年度類似特定用途宅地等が令和四年度分」を「令和七年度類似特定用途宅地等が令和七年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「又は第四項」を削り、同条第三項及び第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第三項中「又は第四項」を削り、同条第四項中「令和四年度分又は令和八年度分」に改める。

附則第二十九条の四第一項中「又は第四項」を削る。

附則第三十一条の三第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条及び第三十二条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。